

## 令和 2 年度政策評価（公共事業評価）の審議経過

## 1 令和 2 年度第 3 回公共事業評価専門委員会 《R2.7.28》

## ◇審議結果

公共事業再評価対象27地区の決定【全員評価地区（2地区）、委員担当地区（25地区）】  
〔内田委員長、渡部副委員長、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

## 【概要】

・ 道が実施する公共事業（国庫補助事業等）の施工地区のうち、事業採択後、未着工や長期間が経過している地区及び事業費に大幅な変更が生じた地区などが対象

## 2 ヒアリング・現地調査 《R2.9.14～10.15》

## ◇委員担当地区 《R2.9.14～10.15》

ヒアリング及び現地調査の結果、審議地区（5地区）、専決地区（20地区）に区分

## ◇全員評価地区 《R2.9.16・9.28》

都市計画街路事業費（社会資本整備総合交付金） 3・4・18見晴通 【留萌市】  
〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中前委員〕

道営土地改良事業費（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）） 山林川 【訓子府町】  
〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

## 【概要】

## ・委員担当地区

## (1) ヒアリング

審議地区：委員会の審議を経て方針を決定するもの

専決地区：担当委員の判断により方針を決定するもの

## (2) 現地調査

必要に応じて実施（内田委員長担当の2地区※）

※都市計画街路事業（3・4・111基線通）・道路改築事業（幕別帯広芽室線）

## ・全員評価地区

関係課から事業説明の後、現地において道路予定地や排水路の現況等を確認

## 3 令和 2 年度第 4 回公共事業評価専門委員会 《R2.10.23》

## ◇審議結果

27地区とも「事業を継続することは妥当」

なお、道営土地改良事業費の山林川地区については、委員会の審議を踏まえ「付帯意見」を付すこととした。

〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員〕

## 【概要】

## ・評価の視点（実施方針）

- |             |                   |                |
|-------------|-------------------|----------------|
| (1) 事業の進捗状況 | (2) 事業の実施に伴う経済効果等 | (3) 事業コスト縮減の取組 |
| (4) 事業の必要性  | (5) 事業を推進する上での課題  | (6) 事業の達成見込み   |

## ・ 全員評価地区

関係課からの**事業説明**後に**審議**を行って**方針を決定**

## ・ 委員担当地区

審議地区：関係課から**審議のポイント**を踏まえた**事業説明**の後、**審議**を行って**方針を決定**

専決地区：担当委員から**専決理由の説明**後に**方針を決定**

## ・ 付帯意見

道営土地改良事業費（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））山林川地区

- (1) 道営土地改良事業の計画策定に当たっては、事業採択後に大幅な変更が生じないように現地の状況把握や関係機関との連携・協議を十分に行い、事業内容や事業費積算の精度向上を図ること。
- (2) 計画排水量の算出に当たっては、指針やマニュアル等に位置付けられた資料だけでなく、最新の気象データや信頼性の高いデータと比較して、より地域特性に合ったデータを採用するなど、事業目的が十分に達成されるよう検証方法を検討すること。
- (3) 整備後の耐用年数期間内において、施設機能の低下が生じないように、将来の維持管理方法等を十分に検討すること。